

はじめに

企業の資金調達の円滑化に関する協議会は平成8年7月に企業年金部会を設立し、厚生年金基金、税制適格年金等の企業年金に関する各種規制・税制のあり方について産業界の立場より検討を行い、要望書、提言等にて関係各方面 に対して改善を求めてきた。大蔵省、厚生省をはじめとする関係各方面 の皆様の多大な御努力、御尽力により規制の緩和・撤廃が進み、企業の年金資産運用に関する自由度、効率が向上してきており、大いに評価している。

しかし、年金資産の運用に関する規制緩和は充分とはいえず、本協議会では昨年9月に、産業界の要望の強い事項を取り纏め、「企業年金の規制緩和等に関する要望書」を作成し、関係各方面 に改善を求めてきた。その中の税制適格年金に関わる諸規制について、その後の進捗について確認を進めている。

年金資産の現物移管については、平成11年度自民党税制改正大綱において税法上の措置がなされることとなったが、「シェア概念の見直し」(厚生年金基金と同様に、掛金・資産残高・給付シェアを切り離して自由に設定可能とすること)についても、シェア変更における利便性の向上に資する点で同一の趣旨であり、かつ同一の法令に基づく関連項目でもあることから、自主審査要領の見直し等により、本年4月からの実施が可能となることを強く望むものである。生命保険協会、生命保険会各社におかれては、御努力・御尽力をお願い致したい。

また、先の要望書ではふれていないが、掛金の払い込み、給付の支給、年金数理といった制度管理業務の取り扱いを明確にして頂きたいという産業界の要望が強いことを付言しておく。併せて、生命保険協会、生命保険会各社におかれては、御努力・御尽力をお願いする。

以上

税制適格年金に係る諸規制の撤廃

1. 税制適格年金におけるシェア概念の見直し

要望

税制適格年金におけるシェア概念を見直し、各受託機関の資産残高シェアと関係なく掛金の委託ができるようにすること。

具体的内容

- 1) 税制適格年金のシェア概念では、各受託機関の資産残高シェアが基準となつて掛金のシェアも決まることになっているが、委託者たる企業には、各受託機関の運営方針、過去の運用実績等により、資産残高シェアとは異なるシェアで掛金を払い込みたいという、強いニーズがある。
- 2) 厚生年金基金においては、資産残高シェアと掛金シェアは切り離されており、税制適格年金においてもシェアの概念を見直し、資産残高シェアと掛金シェアを切り離して考えられるようにすべきである。

2. 税制適格年金における制度管理業務の明確化

要望

税制適格年金における掛金の払込、給付の支給、年金数理といった制度管理業務の取り扱いを明確化して頂きたい

具体的内容

現在、税制適格年金の掛金の払込、給付の支給、年金数理といった制度管理業務については受託機関の中の幹事会社が行っているのが実態であるが、委託者は非幹事会社とも制度管理業務を含んだ包括契約を結んでおり、制度管

理業務については非幹事会社から幹事会社へ委任する形態をとっている。この為、委託者と受託者間の契約においては当該業務の手数料率等の取り扱いが不明確となっており、改善すべきである。

以上

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会)
〒105-0001東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晚翠ビル5階
TEL03-3503-7671 FAX 03-3502-3740 cfta@bpf-f.or.jp